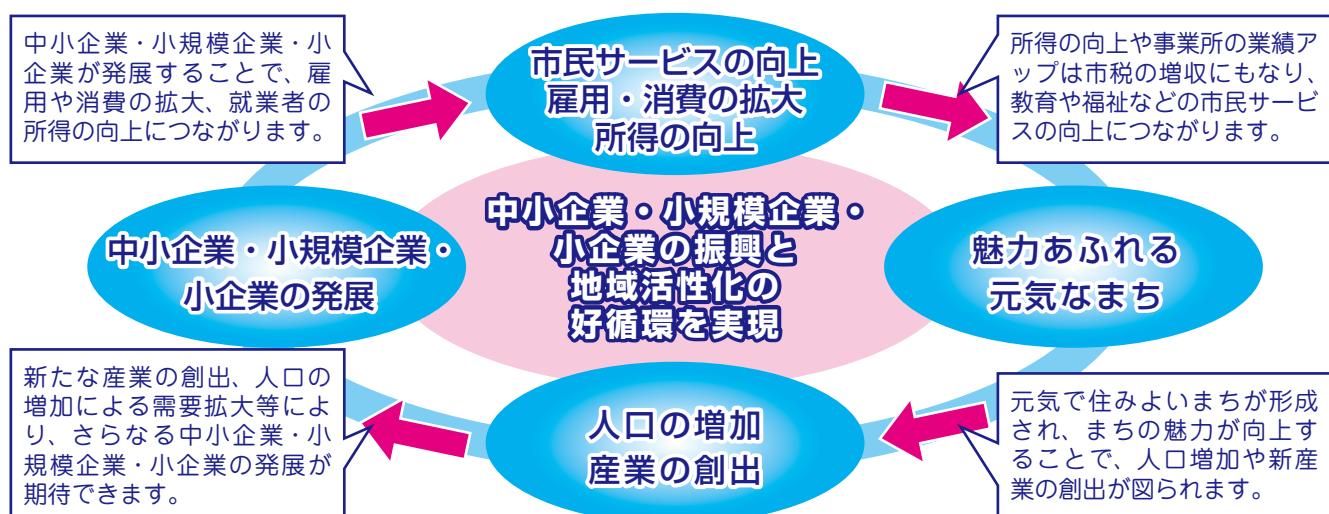


# 宜野湾市中小企業・小規模企業・小企業 振興基本条例が策定されました!

宜野湾市には3,566の事業所（「平成24年度経済センサス」より）があり、商業やサービス業など様々な業種がありますが、その99%が中小企業であり、またその多くが従業員数5名以下（製造業は20名以下）の小規模企業や個人経営等の小企業です。これら中小企業・小規模企業・小企業の発展は、私たちの生活と深く関わっており、地域経済や雇用を支えるだけでなく、これらが元気に発展していくことで雇用が拡大し、まちにぎわい、市民サービスの向上という地域活性化の好循環が生まれます。

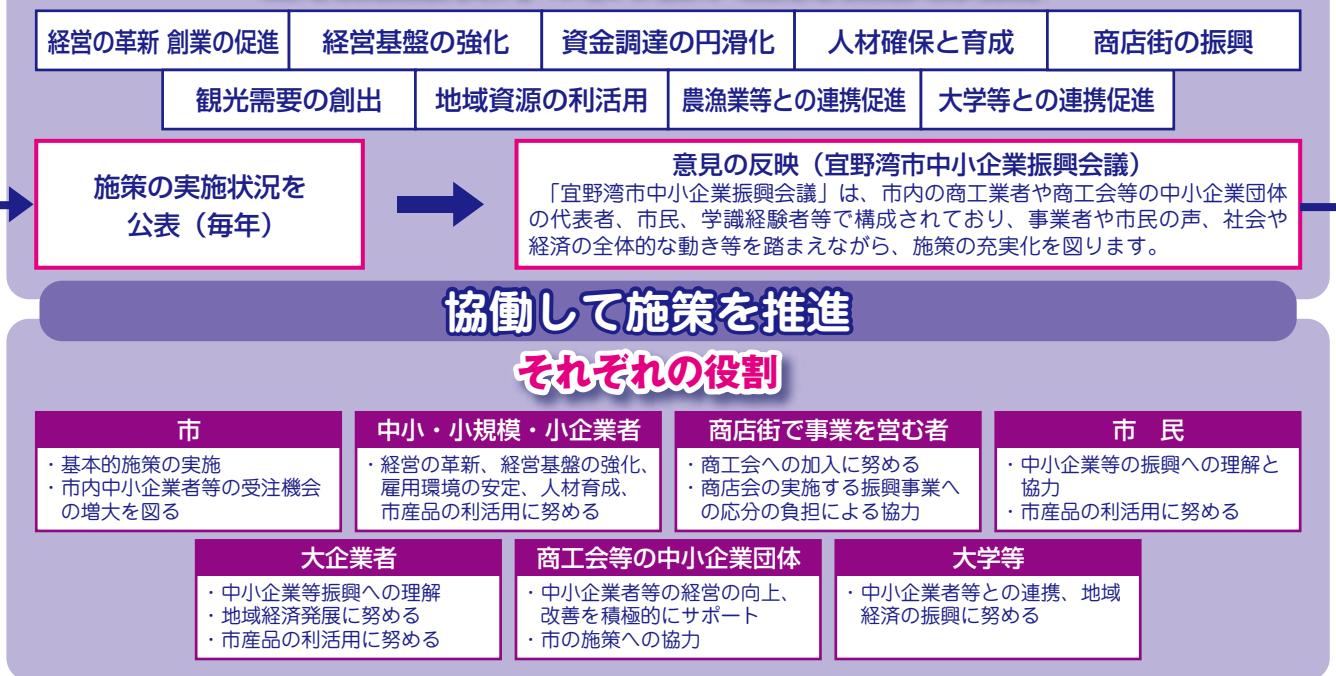
このため市では、市民、事業者、行政、商工会等の関係団体が協力して、がんばる中小企業・小規模企業・小企業を盛り上げて、まちをさらに元気にしていくために「宜野湾市中小企業・小規模企業・小企業振興基本条例」を策定しました。



## 「宜野湾市中小企業・小規模企業・小企業振興基本条例」要約

※条文等の詳細については市ホームページ（事業者向け情報「商工振興」）をご覧ください。

### 基本的施策(以下の取り組みを図る施策を実施)



問合せ：産業政策課 ☎893-4411 内線449